

まちのバリアフリー化等を促進する新たな取組みについて

都は、高齢者、障害者を含むだれもが、より一層自由に行動・社会参加し、地域で安心、自立して生活できるまちづくりを実現するため、建築物の容積率制限の特例措置などを設けました。この新たな取組みによりまちのバリアフリー化等を促進していきます。

1 現状の課題

だれもが安心、自立して生活できるバリアフリーのまちの実現には次のような課題があります。

- ・地下鉄駅の出入口は、エレベーター設置の地上用地の確保が困難なため、バリアフリー化が遅れています。
- ・昭和30・40年代に建てられた4、5階建てマンションの多くに、エレベーターが設置されていません。
- ・急速に高齢化が進展するなか、長期療養が必要な人のためのベッド数が不足しています。

2 ねらいと効果

地下鉄駅のバリアフリー化

地下鉄駅出入口のエレベーター設置など、地下鉄のバリアフリー化を促進します。

既存建築物のバリアフリー化

エレベーターが設置されていないマンション等の既存建築物のエレベーター設置を促進します。

医療・介護施設における療養病床等の数の確保

介護力強化病院を、療養病床を有する病院に建替える場合に、容積率の緩和によりベッド数の減少を抑えることができます。

3 新たな取組み

建築基準法による容積率の緩和

建築基準法第52条第11項第1号の規定に基いた東京都容積率許可基準を作成しました。従前の運用に加え、地下鉄駅の出入口と、既存建築物に新たに設置するエレベーターの昇降路を容積率緩和の対象としました。またハートビル法による容積率の緩和対象部分（幅の広い廊下や車いす対応トイレ等）に、医療・介護施設の施設基準の改正により基準面積が増加する病室等を加えました。

都・交通局・帝都高速度交通営団が共同で地下鉄駅のバリアフリー化を促進

三者共同で、地下鉄駅周辺の民間建築物に地下鉄駅のバリアフリー化のためのエレベーターを設置していただくよう協力を呼びかける取組みを始めました。またエレベーターの設置に伴う負担については三者で連携して負担軽減の措置を講じるなど、地下鉄駅出入口のバリアフリー化を進めていきます。その周知のために右に掲載するパンフレットを作成しました。

4 取組みの実施時期

平成13年7月10日

（容積率の許可基準の施行及び地下鉄駅バリアフリー化パンフレットの配布開始）

建築基準法第52条第11項第1号の規定に基づく東京都容積率許可基準の制定については、本会ホームページに掲載しております。

<http://www.tokyokenchikushikai.or.jp/index.htm>

問い合わせ先

都市計画局建築指導部調査課やさしいまちづくり推進担当
 （代表）03 - 5321 - 1111 （内線）30 - 639
 （直通）03 - 5388 - 3345



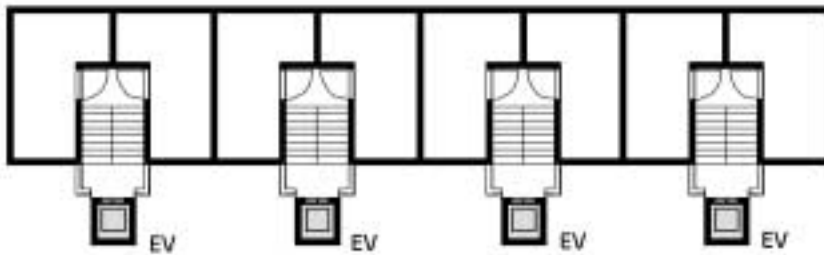
新たに容積緩和の対象となる部分

新たに容積緩和の対象となる部分を示す

地下鉄の出入口（民間ビルに出入口を設ける例）



エレベーターのない既存建築物に新たに設置されるエレベーターの昇降路
（階段室型共同住宅の例）



建替えを行う介護・療養病院等の病室等

